



援助関係，愛他関係の分析： 公平理論の有効性と限界

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大坪, 嘉昭 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00003838

援助関係，愛他関係の分析 ——公平理論の有効性と限界——

大 坪 嘉 昭

Analyses of Helping Relations and Altruistic Relations ——The Validity and Limitations of Equity Theory——

Yoshiaki Otsubo

1. 問題関心

私が大学生時代に最も深い感動を覚えながら聴いた講義は北森嘉蔵による宗教学の講義であった。その講義において私は初めてアガペーの愛（自己犠牲の愛）に関する思索に出会い、次のようなことを感動しながら学んだ。

キリスト教は愛の宗教である。ただし、キリスト教における愛はエロスの愛とはまったく異なる愛である。エロスの愛とは相手の魅力・価値に惹かれて生ずる愛である。美しい人、やさしい人、賢い人、ケチではなく気前がよい人に我々は魅力を感じ、その人を愛するというのが人間の自然傾向である。しかしながら、そのように相手に価値があるゆえに相手を愛することは真実の愛と言えるのであろうか。相手に価値があるから相手を愛するということは相手を本当に愛しているということにはならない。それは単に自分に欠けている価値、不足する価値に惹かれているだけであり、美味しい食物に対する欲求にかわりないものであり、自分がかawaiiだけではいなか。相手に価値があるから愛するというのは真実の愛とはいえず、自己愛にすぎないのではないか。

このようなエロスの愛しか知らない人間に救いはない。そのようなエロスの愛以外に愛がないならば、神が人間を救うということはあるまい。なぜならば、神は最高の価値を有する存在であり、その神にとって人間の価値は無いに等しいからである。そのように価値のない人間、罪深い人間に対する神による救いのメッセージが十字架における神の子イエス・キリストの死と復活を通じて伝えられた。そのメッセージはアガペーの愛、自己犠牲の愛のメッセージである。このアガペーの愛なくしては、人間に救いはない。

北森嘉蔵の教えに導かれて私は感動を覚えながら上記のようなことを学んだ。私がアガペーの愛に感動した基盤となっていたのは祖母から受けてきた愛情、当時も受けつつあった愛情であった。幼い時に父が死んで以来、そして中学3年生の時に母が脳溢血で病床に臥して以後、祖母から受け続けてきた愛情であった。アガペーの愛の崇高さを学びながら、祖母からの愛情をあらためて深い喜びと感謝で受けとめると同時に、それに伴う祖母の言い知れぬ苦勞に対する「すまない」という

思いが強まっていった。十字架に流れたイエス・キリストの血と祖母の苦勞とが重なったイメージが形成され、喜びとともに「すまない」という自責の念が強まっていった。そして、アガペーの愛を学んでいった。十字架においてイエス・キリストが流した血に対するの虞れのような感じと祖母の苦勞に対する「すまない」という自責の念は私の心のしこりとして残った。

その後、私は家族における親子関係、ことに日本の母子関係や日本の社会関係、その基底となる文化、規範について考えることをしばしば繰り返してきた。そのことを通じて、血を流しての自己犠牲の愛ではないような愛、いま少しおらかな慈愛もありうるのではないかという問題関心を育んできた。そして十字架に流れたイエス・キリストの血のイメージと祖母の苦勞する姿のイメージの重なりが減少して行き、むしろ異質な側面が目立つようになっていった。

母親の唄う子守唄は確かに哀しい響きを有している。その哀しい響きはわが子を育てることの苦勞、つらさと無関係ではないであろう。その苦勞、つらさを厭う気持ちを有する母親もいるのは確かであろう。しかしながら、そのような母親が増えたと思える現代にあっても、少なからぬ母親たちにとって、わが子は自分とは切り離しがたい自己の分身でありうるだろうし、少なくとも6割の母親たちは、わが子のためなら自分は喜んで苦勞すると思う側に位置付けることができるであろう¹⁾。そのような人間関係にあっては、母親にとって、わが子に尽くし、わが子が喜んでくれることが他に代えがたい喜びとして受けとられるということが成立しうる²⁾。

このような母子関係を原型とするような社会関係とそれを価値付ける文化、規範が、母と子との間にとどまらず、他の人と人との間にも見え隠れしているように思われる³⁾。自分と他者とのつながりの強さが重視され、自己の意志、考え、立場、利益を主張することよりも、相手の気持ちや立場をくみ取り合うこと、あるいは互いに共有しているところの意志や考え、利益をさぐることに重点をおくような関係は親子の間以外にもみられる。

しかしながら、そのように深い人間関係とそれを価値付ける規範は限られた範囲の人間と人間との間でしか成立しえず、普遍性を欠きがちではないだろうか。身内や親しい人たちとの間で通用するだけでなく、商売相手や商売がたき、まったく見知らぬ人、自国を征服した他民族との間でさえも通用させようとするならば、自己と他者との利益の対立や戦いを強力で裁く力を有する公平を重視する規範が（さらには、本稿ではとりあげないが、利害のみならず意見の激しい対立を裁く力を有する正義を重視する規範が）発達するのではないだろうか。

そしてそのように利害が激しく対立しあう社会関係にあっても、あるいは利害が激しく対立し合う社会関係であるがゆえにこそ、他者のために尽くすことの大切さをラディカルに説く必要もあったのではないだろうか。十字架において流されたイエス・キリストの血はそのことの象徴的表現であるといえるのではないだろうか。それを通じて説かれた愛他性は母子関係に典型的にみられるような愛他性の単なる延長ではないと思う。意見や利害が対立せざるをえない社会関係の調整・制御に母子関係に典型的にみられるような愛他性を模範的に適用しようとするには限界があるのではないだろうか。そのような擬制には、ある意味での効率がともなうにしても、重大な害悪をまねく危険がともなわないであろうか。

本稿では社会心理学における公平理論を適用して援助関係、ことに愛他関係を分析することの有効性と限界を検討することを通じて、以上のような問題関心を拡充・深化するとともに、その問題に取り組む有効なアプローチを探求する。

2. 公平理論における公平の定式化とその命題

公平理論 (Equity Theory) とは社会心理学や社会学の双方での社会的交換理論の系列に位置付けることができる理論であり⁴⁾, J.S.Adams の理論⁵⁾に修正を加え, E.Hatfield, G.W.Walster, J.A.Piliavin 等は, 公平な関係を次のように定義する⁶⁾.

A と B が関係の当事者である場合, この関係を査定する (scrutinize) 人が A, B のどちらもその関係から等しい純利益を受け取っていると知覚するならば, 公平な関係が存在している. その関係を吟味する人間は当事者の A ないしは B でありうるし, その関係を観察する第三者でもありうる. A, B のどちらもが, その関係から等しい純利益を受けとっている状態を次のように定式化する.

$$\frac{\text{Outcomes}_A - \text{Inputs}_A}{(|\text{Inputs}_A|)^{KA}} = \frac{\text{Outcomes}_B - \text{Inputs}_B}{(|\text{Inputs}_B|)^{KB}}$$

この式における Inputs (投入), Outcomes (産出), KA, KB はそれぞれ次のように定義されている.

Inputs (Is): 当事者の社会的交換へのプラスないしマイナスの貢献であり, それが報酬を受ける資格ないしは代価を支払う債務を当事者にもたらすと, この関係の査定者に判断されるような貢献である. 状況が異なれば, 異なった投入 (Inputs) が報酬を受ける資格, ないしは代価を支払う債務をもたらすとみなされる. その査定を行なうのは当事者であるかもしれないし, 第三者であるかもしれない. 産業的状况においては資本や肉体労働が報酬を受け取る資格をもたらすとみなされ, ある社会的関係においては身体的な美しさ, 頼もしい性格, 親切さなどがその所有者に社会的報酬を受け取る資格をもたらすとみなされている.

Outcomes (Os): 当事者がもう一方の当事者との関係の結果として受け取ったと査定者が知覚するプラスないしはマイナスの結果である.

KA, KB は次のような式で定義されている.

$$KA = \text{sign}(I_A) \times \text{sign}(O_A - I_A)$$

$$KB = \text{sign}(I_B) \times \text{sign}(O_B - I_B)$$

(関数 sign の定義: $X \geq 0$ ならば $\text{sign}(X) = +1$, $X < 0$ ならば $\text{sign}(X) = -1$)

このような公平理論の命題として次の四つがあげられている.

命題 I: 諸個人は自分の純利益を最大限にしようと努めるであろう.

命題 II: 集団は構成員に報酬や対価の支払いを公平に割り当てるための受け入れられたシステムを発展させることによって, 集団全体の利益を最大にすることができる. 集団構成員はそのような公平のシステムを発展させようとするし, またこれらのシステムを構成員が受け入れ支持するように導こうと努めるであろう. 集団は一般的に他者を公平に遇する構成員に報いようとし, 他者を不公平にあつかう構成員を罰したり, その対価を支払わせようとするであろう⁷⁾.

命題 III: 諸個人は自分が不公平な関係に参加しているとわかれば苦しむであろう. その関係が不公平であればあるほど, 彼らを感じる苦しみは増すだろう⁸⁾.

苦しむのは, 得るものが余りにも少なすぎると感じる当事者だけではない. 多くを得すぎていると感じる当事者にも苦しみが生ずる. 搾取者の苦しみは「罪」, 「恥」, 「不協和」, 「同情」, 「条件付けられた不安」, 「報復の恐れ」などとラベル付けられ, 犠牲者の苦しみは「怒り」, 「敵意」, 「不協

和」,「条件付けられた不安」などとラベル付けられて研究される⁹⁾。

命題IV：自分が不公平な関係に加わっていることを見いだす諸個人は、公平さを回復することによって、自分の苦しみをなくしようと企てる。不公平さが大きければ大きいほど、感じる苦しみは増し、彼らはより懸命に公平さを回復しようとする⁸⁾。

諸個人が苦しみを減らす方法として次の二つがあげられている¹⁰⁾。

第一の方法は現実に公平を回復する方法である。搾取者が犠牲者に償いをしたり、犠牲者の方がそれを求めたり、搾取者がその求めを拒否するならば犠牲者が仕返しをすることによって公平を回復しようとする。

第二の方法は不公平な現実に対する認識を歪めることによって苦しみを減らす方法である。当事者は現実認識を歪めることによって、不公平にみえるけれども本当はまったく公平な関係なのだ、自分自身や他者を思い込ませることができる。加害者は加害の事実を被害者の墮落のせいにししたり、自分の行為のせいではないと強弁したり、被害者の苦しみの事実を実際より低くみつめることなどによって合理化する¹¹⁾。多くはないが、ある状況のもとでは犠牲者の方が搾取を正当化しようとすることがあることを示す実験的証拠もある¹²⁾。

当事者に不公平が知覚された場合、いかに反応するかは公平理論の命題Iと命題IVから導くことができ、知覚された不公平に対する反応のし方は費用-効果方略に従って決定されるといえるであろう。不公平に対するに、実際の公平を回復するという手段によるか、現実知覚を歪めるという手段によるか、あるいはどちらの手段もほとんど取らずにあきらめるかは、それらの方略にともなう費用と効果に左右される。これを実証する報告もある¹³⁾。

3. 援助関係、愛他関係と公平

公平理論を適用して、援助を与える側の純利益率と受ける側の純利益率との比較により、援助関係が三つに、すなわち援助する側が潤う関係、互酬的な関係、愛他関係に分類されている。

1) 搾取的・過剰利得的関係

これは次のような図式で表される関係である。

(博愛主義者) (被援助者)

$$\frac{O_A - I_A}{(|I_A|)^{KA}} > \frac{O_B - I_B}{(|I_B|)^{KB}}$$

援助する側が搾取的な関係と過剰利得的な関係の例として次のような例があげられている。

プロフェッショナルな「博愛主義者たち」は、しばしば自分を助ける最もよい方法は他者を「助ける」ことだと完全に意識している。例えば、財団の理事長は慈善的寄付を行なうことが(税の控除を通じて)施しを受ける側以上に自分の相対的な利得を増やすということを知っていることがある。また福祉の基金集めのプロフェッショナルは慈善活動としての勧誘が儲かることを知っている。これが搾取的援助の例である。

時には人は過去において自分が余にも多くを受け取りすぎ、仲間が得たものが不当に少なすぎたことを自覚することがある。彼はそのような不公平に対する部分的な償いとして援助し、被援助者のほうもそのようなものとして援助を受け取る。これが過剰利得的関係の例である。

2) 互酬的援助関係

互酬的援助の関係は先にみた公平な関係と同様な定式で表現される。

$$\frac{O_A - I_A}{(|I_A|)^{KA}} = \frac{O_B - I_B}{(|I_B|)^{KB}}$$

人は他者から援助を受けた場合そのお返しをしたいと望む傾向があり、援助が援助をよび、互酬的援助関係が生じていく。互酬的援助は集団・社会の成員の間でのよい感情、好意、協力を育てるものであり、社会的安定の源である¹⁴⁾。

知人が善意から援助を提供する場合、受け手の側には感謝の念と親密な感情が生じ、彼の親切に応えようと思う。他方、知人が援助に際して利益あるお返しへの期待をあからさまに表明するならば、寛容さに心を動かされる気持ちにはなりがたく、「親切」に応えようとの気持ちがうすらぐ傾向がある。この相違は何によるのであろうか。善意は相互の関係へのプラスの投入 (inputs) であると受け手に感じられ、その善意をこめた援助はより大きなお返しに値すると感じられる。親切の内容が同じであったとしても、利己的なお返しの期待をともなっているならば、それがマイナスの投入 (inputs) であると感じられ、お返しの気持ちがうすれたり、お返しが少ないと不公平でないように思われる。また相手の援助が偶然生じたものであり、意図的な援助でないならば、それに善意を感じにくく、お返ししたい意欲は低くなる¹⁵⁾。

3) 愛他関係

愛他関係は次のような図式で表されている。

(博愛主義者) (被援助者)

$$\frac{O_A - I_A}{(|I_A|)^{KA}} < \frac{O_B - I_B}{(|I_B|)^{KB}}$$

援助者が彼の仲間へ彼が期待できる以上のものを与える関係が愛他関係である。ほとんどの人にとって、そのような「真の」愛他関係が人間の最たる偉大さの証拠である。しかしながら、人々を行為に駆り立てる社会的圧力や彼らが行った結果として生ずる社会的報酬、罰を考慮に入れると、公平理論が示唆するように、「愛他的援助者」たちは自分の払う自己犠牲について入り混じった感情にとらわれ、複雑な反応を示す。

一方では、困窮はそれに苦しむ市民に生存に必要な最低限の収入を得る権利を与える正当な投入 (inputs) であると、合衆国政府が規定している。合衆国の国民は、仲間の人間が自活できないほど年若かったり、能力障害者であったり、病んでいたり、年老いているならば、社会は彼を助けるべきだということを承認している。合衆国の国民はあり余るほどある各種の福祉団体、福祉基金に寄付、貢献すべきだと感じている。

他方では、それらにまともなつかれてウンザリだという気持ちもあり、困窮は援助を受ける権利を「完全」に正当化する投入 (inputs) であると人々はみなさず、困っている「すべて」の人を助ける義務に不平をいだく人がいる。そして、援助を当然の権利として受け取る人に対して、援助への感謝の表明ぐらゐはしてくれるべきだとの思いを持っている人が多い。

一般に、社会は愛他的行動を奨励している。社会の規範を内面化した愛他主義者やヒーローは、自分の行なった「非利己的行動」に対して、自分自身にほうびを与えるということがあるかもしれない。彼らの仲間は愛や賞賛でもって、あるいは新聞に名前を載せたり、メダルに刻んだりなどし

て、彼らに報いることもある。しかしながら、愛他的行為を馬鹿にしたり、侮辱する人もいるのである¹⁶⁾。

愛他的援助は彼らの自活意欲の妨げになるとか、依存、隷属を強めるだけであり、自己満足であるとする米国人もいる。

このようなことから、愛他的援助者は他者を助けることに対して入り混じった感情をいだくことがあるということが容易にうかがえる。

施しを受ける受け手の側も愛他的援助に関して矛盾する感情にとらわれる。一方では、援助者が自分に無償の愛と物質的恩恵を与えてくれることに、感謝を感じないではおれない。他方では、受け手は不相当な恩恵に不愉快な感情を禁じえない。これは以下のことに由来する感情である。

第一、援助を受けることによって、受け手は不公平な関係に、すなわち贈り物をもらったにもかかわらずお返しができない関係に置かれたことになる。

第二、博愛主義者から返すことができないほどの施しを受けると、その受け手は際限なく限定されないやりかたで恩人に報いる義務を負うことになってしまうと感じる。暖かな恩義を雇主から受けたがために、雇い主に隷属するはめになり、搾取を受ける状態に陥ったあるアラブ人労働者のような例さえも生じかねない。

第三、受け手は贈り物が恩人の道徳的・社会的な優越を確立しかねないということを恐れる。贈り物を受けとることは、卑しい地位を受け入れることにつながりかねないと恐れるのである。そのような劣等状態に陥ったものは、恵んでくれた人に敵意を抱きがちであり、贈り物と敵意はリンクしているのである。

これらの三つの要因から、愛他的援助の受け手のほとんどが、「祝福」されすぎること警戒する。この分析は、援助の受け手が彼らの依存状態に苛立ったり、また自分自身および恩人を軽蔑するようになることがあるという困惑的な発見に新しい灯火をあててくれる¹⁷⁾。

4. 公平理論を援助関係、愛他関係の分析に適用することの有効性と限界

以上公平理論の骨子とその公平理論を適用しての援助関係、ことに互酬的援助関係や愛他関係の分析をみてきた。社会的交換理論にはじめて触れた人には、余りにも功利主義的な考え方であるように感じられるようである。社会的交換理論への経済学からの影響があることは明白であり、そのことから功利主義的な感じを与えるのかもしれない。しかしながら、われわれの社会生活が価値の社会的交換に満ちていることを考慮するならば納得してもらえらるであろう。そして社会学のみならず、社会心理学における社会的交換理論においても、取り扱われる価値は経済的価値や源初的な欲求充足にかかわる価値にとどまっではないのである。文化、規範とのかかわりにおいて生ずる価値をも含むより一般的な価値の社会的交換理論をめざしているのである。

社会心理学における社会的交換理論、そして2節、3節で見た公平理論は実験と並行して研究されてきているためか、社会学者のP.M. Blauの社会的交換過程の研究に比べて、ずいぶんと単純化されていると思うが、社会学研究のように大風呂敷を広げないが故のとらえやすさもある。

援助は相手に何らかの価値をもたらすことを重要な要素として含んでいる。その援助を与えたり、与えなかったりすることは相手からの感謝、恐縮、お返し、非難や、彼らをとりまく他の構成員からの賞賛・非難などをともなうがゆえに、援助は社会的交換の研究で取り扱うにふさわしいテーマである。また実際にもよく取りあげられてきた。そして援助者と受け手とが得る価値のバランス・

インバランス、公平、不公平に焦点をあてた分析をおこなうことを通じて、当事者の間の社会関係（友人関係、権力関係など）の理解を深めることができる。さらには、そのような分析を通じて、彼らが属する集団・社会における文化、規範や権力構造の理解を深めていくこともできる。

上記の公平理論に関する分析やそれを基盤とした援助関係の分析は主として合衆国の人間を被験者にしたところの分析であった。3節における分析はその合衆国社会における援助関係の分析であり、援助者と受け手が得る価値のバランス・インバランスに焦点をあわせた分析がおこなわれている。3節-3)での愛他的援助関係の分析においては愛他的援助を与える側と受け取る側との双方における愛他的援助への「入り混じった感情」が分析されている。

困窮者を助けるべきだとの思いは、困窮が援助を受ける権利を正当化する投入 (inputs) であるとみなす規範、愛他的行動を奨励する規範の外的な拘束力と、それらの規範の当事者への内面化を通じての内的な誘因力に由来すると分析される。困窮者を助けることへの躊躇は、①それらの規範の完全な正当性に対する疑問、②それを正当化することが、困窮者の側の援助を当然とする態度を助長し、援助に対する感謝の念が薄れることによる不公平の増大への不満、③援助による援助される側の自活意欲の低下を根拠とした、愛他的援助に対する侮辱に由来するものとして分析されている。愛他的援助に対する受け手の側の不愉快な感情は、①贈り物をもらったのにお返しができない関係に置かれること自体の不愉快さ、②価値交換のインバランスによる経済的・精神的な隷属への虞れに由来するものとして分析されている。

困窮者を助けることへの躊躇、愛他的援助に対する受け手の側の不愉快な感情のこのような分析は、合衆国の社会において公平、個人の自立・自由・尊厳性などにかかわる規範がいかに重視されているかを示す分析でもある。価値の一方的贈与により公平、個人の自立・自由・尊厳性が侵されることへの強いおそれが、愛他的援助への不信を生み出しているのである。他民族による征服、圧政、虐殺の繰り返しの歴史を有する西欧社会の多くで同様な傾向はみられるであろうが、博愛主義者の愛他的援助を互酬的援助として分析する方がより適切な社会や集団もあるのではないだろうか。すなわち、受け手が慈善を受けたことを素直に喜び、その喜びが博愛主義者への十分な見返りとなっているような社会・集団があるのではないだろうか。ただし、次のような留意を忘れてはならない。すなわち、合衆国社会で考えられているような公平、個人の自立・自由・尊厳性などを完全に否定するような社会は稀であるがゆえに、愛他的援助に対する侮辱、愛他的援助者への受け手の敵意がまったくみられない社会も稀であろうということである。

愛他的援助に対する侮辱、愛他的援助者への受け手の敵意は公平、個人の自立・自由・尊厳性などにかかわる規範とリンクしていることは示されたが、それらの侮辱、敵意、規範はさらにイエス・キリストの受難とリンクしていないだろうか。イエス・キリストの受難を通じて伝えられた愛のメッセージは、公平さや尊厳性にこだわらずにおれない人間の敵意に傷つき、血を流しながら、なおもその人間を愛するとのメッセージであったのではないだろうか。このことを考えるためには、様々な社会における利害対立の激しさ、それを裁く公平や正義、業績主義に関する規範の意味、機能、限界、権力構造とそれを正当化するものを、社会的交換過程の分析を通じてより深く理解し、比較していくことが必要であると思う。

ところで母と子の間の援助関係の分析に上記のような公平理論はどれほど有効であろうか。母のわが子への援助はしばしば自己犠牲的な援助とみなされてきた。実際、多く（過半数）の母親たちはわが子のためなら苦勞を惜しまない。しかしながら母親たちの意識をみるなら、自分がわが子に与える価値と、わが子が自分に与えてくれる価値とを比較し、自分が与える価値が多すぎることに苦しむなどといったことは少ないのではないだろうか。現代の母親の中には子育てのために職業活

動から離れて、自分の頭がだんだん錆び付いていくのを厭う母親もいるが¹⁸⁾、だからといって自分と子どもとの間の援助関係は不公平だとみなす母親などめったにいないであろう。援助を受ける側の子どもの方も、少なくとも幼い間は、自分と母親との間で交換される価値を比較して、公平かどうかを気にするなどといったことはない。このような援助関係の分析に公平理論の命題Ⅲ（諸個人は自分が不公平な関係に参加しているとわかれば苦しむ）や命題Ⅳ（自分が不公平な関係に加わっていることを見いだす諸個人は公平さを回復することによって自分の苦しみをなくしようと企てる）を適用することは馬鹿げている。

愛他的援助をする母親にとって、わが子に尽くしわが子が喜んでくれることは自分自身にとっても嬉しいことであり、多くの母親はそのことによって報いられている¹⁹⁾。このことを考えるならば、3節-2)のような互酬的援助関係としてとらえられなくはない。けれども、公平ということが中心的意義をもたない愛他的援助関係に公平理論を適用していることにはかわりはないのである。

ただし、母親と子どもとの援助関係の分析に公平理論の有効性がまったくないというわけではない。

母親と子どもとの援助関係を長期のスパンで分析する場合には、次のような意味での有効性が認められる。ある程度の判断力がついてきた段階においては、自分のために苦勞をいとわない母親に対してすまないと思ひ、母の手伝いや肩もみをしたりする子どもは少なくはないであろう。そして母親もそれを嬉しく思う。また、言い知れぬ苦勞をした母親に何とか報いたい一心から仕事に励んだ日本人、母親の苦勞に対してのすまないと思う心をバネにして、更正した罪人や禁欲して事業に成功した日本人も多い。親の恩とそれに対する子の報恩を説く規範の伝統もある。ルース・ベネディクトはこの親の恩を経済的取引におけるような債務、しかも返しきれないほど大きな債務と考える国民として日本人を分析したが²⁰⁾、その分析はある程度有効であったと思う。ルース・ベネディクトの恩、報恩のとらえ方は社会的交換理論に通ずるとらえ方であった。このような枠組での母親と子どもとの間の援助関係の分析に社会的交換理論や公正理論はある程度の有効性を発揮する。

日本社会においては職場集団、企業、軍隊、国家などの様々なレベルでの集団において、そこにおける社会関係をこのような親子関係、家族関係に準ずる関係とみなし、そこにおける権力者からの恩、集団の恩の深さを説き、無限の感謝、報恩をその構成員に求めるという過程が進行した²¹⁾。そのような擬制は現代においても根強く残っている。そのような擬制は利害の対立を見えにくくする仕組みとして、また、たとえ不公平が自覚されたとしても、正当な権利を主張するのをはばからせる仕組みとして機能してきた。そのような擬制は人々の集団への忠実な貢献を引きだし、日本経済の強さの基盤となったと思われる。けれども、そのような擬制は人々の忠実な貢献に十分に報いる仕組みであったのだろうか²²⁾。

親子関係そのものの分析に公平理論を適用することには先述した限界はある。けれども、親子関係におけるような親密な人間関係が期待しえないようなレベルでの擬制的親子関係、擬制的家族関係の分析に公平理論を適用することには、十分な有効性を期待することができる。なぜならば、価値交換におけるインバランス、不公平を析出し、さらにそれらが擬制を通じてどのように正当化されているのかを分析することによって、見えにくい不公平、正当な権利の抑圧、責任ある権力の不在を明らかにすることができるからである。

注

- 1) 大日向雅美『母性の研究』川島書店、1988年、156頁の「子どもへの献身」尺度値の平均値と標準偏差より推定した。
- 2) 山村賢明『日本人と母』東洋館出版社、1971年。
- 3) 江藤淳『成熟と喪失——母の崩壊——』河出書房新社、1975年、6-7頁参照。
- 4) 社会学の領域では夙に G. Hommans は Social Behavior as Exchange. American Journal of Sociology, 1958, 63, pp. 597-606. を発表し、G. C. Homans, Social Behavior: Its elementary form. Hartcort Brace and World, 1961. の書物に研究成果をまとめている。P. M. Blau はこれを重要なインスピレーション源として、重要な洞察をちりばめた P. M. Blau Exchange and Power in Social Life. John Wiley & Sons, 1964 を書いた。
- 5) J. S. Adams, Inequality in Social Exchange. In L. Berkowitz (Ed.), Advances in Experimental Social Psychology, Vol. 2, Academic Press, 1965, pp. 267-299. 以下の「公平理論」における公平は、あくまでも価値の社会的交換過程において当事者がうけとる価値のバランスに関するところの公平であることに留意されたい。「衡平理論」と訳されることが多いが、日常なじみがうすい言葉を訳語とすることはなるべく避けたいということと同時にそのバランスが規範に準拠して評価されることが多い社会的・文化的事象であるということから、あえて「公平理論」と訳した。
- 6) E. Hatfield, G. W. Walster, & J. A. Piliavin, Equity Theory and Helping Relationships. In Lauren Wispe(Ed.), Altruism, Sympathy, and Helping: Psychological and sociological principles. Academic Press, 1978, pp. 116-117.
- 7) *ibid.*, p. 116.
- 8) *ibid.*, p. 118.
- 9) *ibid.*, p. 118. W. Austin & E. Walster, Reactions to Confirmations and Disconfirmations of Expectancies of Equity and Inequity. Journal of Personality and Social Psychology, 1974, 30, pp. 208-216.
- 10) E. Hatfield, G. W. Walster, & J. A. Piliavin, *op. cit.*, pp. 118-119.
- 11) T. C. Block & A. H. Buss, Dissonance, Aggression, and Evaluation of Pain. Journal of Abnormal and Social Psychology, 1962, 65, pp. 197-202. D. C. Glass, Changes in Liking as Means of Reducing Cognitive Discrepancies between Self-esteem and Aggression. Journal of Personality, 1964, 32, pp. 520-549.
- 12) G. S. Leventhal & J. T. Bergman, Self-depriving Behavior as a Responce to Unprofitable Inequity. Journal of Experimental Social Psychology, 1969, 5, pp. 153-171.
- 13) E. Berscheid & E. Walster, When Does Harm-doer Compensate a Victim? Journal of Personality and Social Psychology, 1967, 6, pp. 435-441. E. Berscheid, D. Boye & E. Walster, Retaliation as a Means of Restoring Equity. Journal of Personality and Social Psychology, 1968, 10, pp. 370-376.
- 14) E. Hatfield, G. W. Walster, & J. A. Piliavin, *op. cit.*, p. 126.
- 15) *ibid.*, pp. 129-130.
- 16) *ibid.*, pp. 127-128.
- 17) *ibid.*, pp. 130-132. E. Hatfield らは「新しい灯火をあててくれる」と述べているが、このような分析は社会学分野においては、夙になされている。P. M. Blau, *op. cit.*, pp. 106-112.
- 18) 大日向雅美、前掲書、129, 148頁。
- 19) 同上書、135-169頁。R. シュファ著(矢野喜夫・矢野のりこ訳)『母性のはたらき——こどもにとって母親とは——』サイエンス社、1979年、113-119頁。
- 20) ルース・ベネディクト(長谷川松治訳)『菊と刀——日本文化の型——』上巻、社会思想社、1951年、124-158頁。
- 21) 川島武宣『日本社会の家族的構成』日本評論社、1950年。桜井庄太郎『恩と義理——社会学的研究——』アサヒ社、1961年、大坪嘉昭「日本の近代化と国民教育」北海道教育大学紀要(第一部C)、第30巻・第2号、1980年、29-39頁。
- 22) 増田義郎は西欧と日本における主君と臣下との間の封建的主従関係を次のように分析している。西欧における主君と臣下との関係は双方の側の権利と義務とを規定する双務契約のもとで成立した関係であり、主君がその契約に違反するならば、臣下が服従を拒否したり、主君に抵抗する権利を認めるような双務契約関係であった。これに対して、日本における主君と臣下との関係は次のような関係であったととらえられている。「家臣団という、擬制親族集団の中に帰属して生きる武士に、個の主張が許される余地はなかった。彼は親に孝をつくすがごとくに君に忠を

大坪嘉昭

つくし、恩にこたえなければならなかった。ちょうど、いかに親が暴虐でも子が血のつながりを否定できないのと同様に、いかに暗愚で道にはずれた主君に対しても、主従関係の断絶を宣言することは原理的に不可能であり、せいぜい死をもって主君をいさめるというのが最大限の抵抗だった」。増田義郎「どこに帰属していきるか」(増田義郎編著『日本人の社会』講座・比較文化、第6巻、研究社、1977年所収) 103-120頁。

(本学助教授 函館分校)